

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（定期異動の分析特集号） 2024年6月3日発行 NO.676

2024年4月1日定期異動の結果分析

小中学校事務職員の約1割が毎年入れかわる

■小中学校への転入の結果

小中学校への転入は、合計156名でした。都立学校からが28名。教育庁からが7名。経営支援センターからが3名。知事部局等からが48名。（水道局、主税局、福祉局、保健医療局などからが多い）。新規採用者が70名。

■小中学校からの転出の結果

小中学校からの転出は、合計76名でした。都立学校へは43名。教育庁へは10名。経営支援センターへは3名。知事部局等へは15名。

■都立学校の転出入の結果

都立学校への転入は177名（新規採用95名を含む）、転出は109名でした。

■簡単な分析結果

1. 新規採用の配置が増加傾向。小中学校70名（昨年度64名）、都立学校95名（68名）、合計165名（132名）。
2. 小中学校から都立学校への転出が増加傾向。43名（昨年度40名）。
3. 新規採用が165（小中学校70名、都立学校95名）ここ数年で最高数。
4. 職層別 小中学校・他局転入 主査1名、主任34名、主事13名。
都立学校・他局転入 価値長代理7名、主任9名、主事3名。
再任用・小中学校・都立学校ともに1名。

■東京都教育委員会の人事政策には紆余曲折がある

東京都教育委員会の学校事務職員に関する人事政策には、紆余曲折があります。「新規採用者は、都立学校に配置し、経験を積んでから小中学校に異動させる」「新規採用者は小中学校に配置しない、知事部局等から再任用職員を配置する」「新規採用者の配置のために、『学校事務の共同実施』を行う」。また、「学校は不人気職場」だとして、知事部局等からの転入者が、なかなかいなくて困っているなど。

人事政策に「一貫性」などは要求しないが、政策を変更する場合は、最低限きちんと説明するべきである。

■どこに勤務するかは、重要な勤務条件です

「どこに勤務するか、どこで働くか」は、重要な労働条件の1つです。異動問題は、私たちへの問いかけでもあり、「意欲をもって」「やりがいのある」学校事務の構築を一緒に考えていきたいです。

1. 新規採用された事務職員は、多くの場合、次期異動期には都立学校や教育庁、知事部局等に異動希望を出している現実があります。
2. 学校教育法が改正され、「事務職員は事務に従事する」から「事務職員は事務をつかさどる」となりました。事務職員は「学校運営に参画」することが求められています。人事異動が短期間で行われ、学校間の異動ではなく、知事部局等への異動で

は、「経験」や「専門性」を身につけることはできないです。

3. かつて、主任制が導入された頃、「小中学校、都立学校、教育庁」の3局間を異動させるという構想がありました。骨格としては、現在でも維持されているようですが、都立学校と比較して教育庁との交流が少ないようです。

昨年の異動基準の改正で、在職期間の延長がなされました。学校運営に参画するには、短期間で異動するのではなく、一定期間の在職と経験が必要だと考えます

定額減税額が給与明細書に明記を義務付けられる 「減税の恩恵を実感していただく」？

6月から実施される定額減税、1人あたり年間で所得税が3万円、住民税が1万円、合計4万円が減額されます。所得税は、6月分の給料から引けるだけ引いて、残りは7月以降減税額に達するまで、税負担を減額。住民税は、6月分を徴収しないこととして、それでも減額しきれない部分を残り11カ月で均等に減額。大部分のサラリーマンは、6月の所得税・住民税がゼロになります。その減税額を給与明細に明記することを義務付けるといふ。

たった1回の減税のために、事務担当者は、システム変更や扶養内容の確認、計算、金額表記のチェックなど、余計な事務手続きが増えてしまう。給付の方が、余計な事務負担とならなくて、予算もかからないです。給料が上がったように見せかけるために、減税をしているように見えます。

定額減税は、選挙対策であり、人気取り

岸田政権のやる減税は、選挙対策であり、人気取りでもあります。減税分を明記するなら、増税分も同じ扱いにするべきではないでしょうか。本当に減税をするなら、消費税を下げたらどうだろうか。

厚生労働省の発表によると、実質賃金は前年度から2.2%の減少、24か月連続でマイナスとなりました。30年ぶりの賃上げにもかかわらず、物価の上昇に追いつかず、生活は苦しいままです。

都労連妥結 夏季一時金2.325月分を6月28日に支給 現行条例・規則どおり

都労連は、回答指定日の5月27日の団体交渉で、夏季一時金要求に関して回答を受けました。「現行の条例、規則どおり、期末手当1.20月分、勤勉手当1.125月分、合計2.325月分を、また、定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当0.675月分、勤勉手当0.55月分、合計1.225月分を、6月28日に支給する」。

物価の上昇により実質賃金が低下し、生活が苦しくなっている実態や民間の春闘結果からして、引き上げに期待を寄せていた組合員も多くいたことでしょう。現下の厳しい状況を打ち破ることはできず、極めて残念な結果です。

夏季休暇改善要求に対する回答も現行どおり

夏季休暇の日数は、現行どおり5日、取得期間については本則どおり、7月から9月末までです。